

民間事業者が単独又は共同事業体として実施すべき業務及び再委託できる業務について

民間事業者が単独で研修業務等を担えない場合、共同事業体として参加することができ、また、民間事業者は、研修業務等の一部を再委託できるものとしている。なお、民間事業者が単独又は共同事業体として実施すべき業務及び再委託できる業務については、以下の通りとする。

1. 民間事業者が単独又は共同事業体として担うべき業務

実施要項 5. (7) 及び (8) の入札参加資格に係る規定により、次の 5 つの業務については、民間事業者が単独又は共同事業体として担うことが必要である。

① 清掃業務

② 設備維持管理業務

(資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる者※)

③ 環境衛生管理業務

④ 保安警備業務

⑤ 食堂及び喫茶の運營業務

※「資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる」については、入札仕様書にその旨が明記されている場合には、必ずしもその有資格者を内部人材に求める必要はなく、外部の専門人材を活用して実施することも可とする。

また、上記の 5 つの業務の他、次の 3 つの業務については、研修業務等の主要な業務であり、かつ恒常的に発生する業務であることから、民間事業者が単独又は共同事業体として担うことが必要である。

① 研修の企画及び運営に係る業務

② 研修生寄宿舎の運営・講師応接等・読書室運營業務

③ 施設の有効利用に係る業務

2. 再委託できる業務

① 植栽地維持管理業務

② 構内除排雪業務

③ 上記 1. 及びその他施設の維持に関する業務のうち再委託することが合理的と認められる一部の業務 (例: エレベーターの保守点検等)

※民間事業者が再委託しようとする場合には、実施要項 10. (5) ⑱の定めに従い、企画書にその旨を記載する必要がある。

以上